

右及申) 通(歎候也

別記(一)

要水土工項

- 八 給料ハ現金ニテ月末松一ノト(劫取清算ノ度ニ)
- 八 集金歩合ハ全額ノ四分ノコト
- 八 勤務ハ絶対自由ノコト
- 八 諸階ニ依リ解雇ノ場合ハ従業員ノ計ナ相当ノ年当ノ出スコト
- 八 沢山広告料ハ全額ノ十分、三主任十分、上従業員割合ニテ分配ノコト
- 八 此ノ問題ニ付シテハ犠牲者ヲ絶対出サヘルコト

(以上)

別記(二)

今後新宿出張所配達員一提出レタル諸事改善ノ要求書ハ全配達員ノ要求、テアリ  
乙又私達大森出張所配達員ハ自己ノ権利ヲ要求スル爲メ常議團ニ加盟シテ構成  
ノ本社ト争闘シ致セヌ又私達ノ荷物ハ全部運行キシテ居住權ガアリマスカ  
ラコレヨリ常議團本部ニ引上ス

全山新宿労働組合本部中外労働新聞報章團

主任様

別記(三)

全く外商業新報受談者諸氏に訴ヘ  
我ノ新報配達が少々に哀れ及生活をしくかるかと云ふことは既に皆様のよく知